

太田市八王子山公園墓地新規利用募集

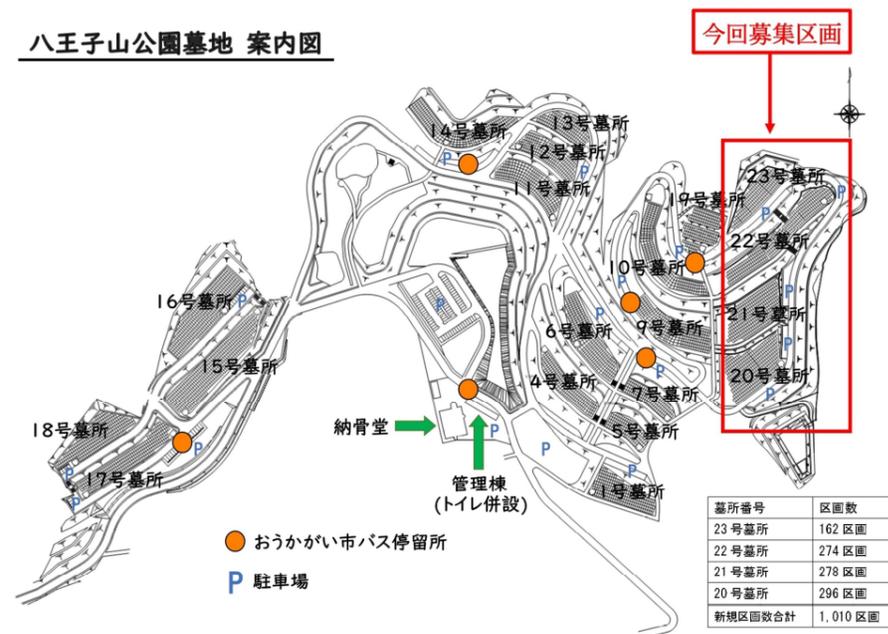
募集概要

1. 墓地所在地及び申込先

墓地所在地 太田市西長岡町1661番地
 申込先 太田市役所 行政事業部 花と緑の課
 太市新野町80番地3 電話 0276(32)6599
 申込受付日時 土日祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分まで(随時受付)
 墓地の種別・規模 4.5平方メートル(幅1.8メートル×奥行2.5メートル)

2. 募集墓所

20号から23号墓所(合計1,010基)
 ※23号墓所から順次供用となります。
 ※利用区画のご指定および決定後の利用区画変更はできません。



3. 募集要件

- (1) 本市に1年以上住民登録があること
- (2) 現に親族の焼骨を有していること
 ※他の墓所からの改葬を含みます。
- (3) 申請者の同一世帯内で八王子山公園墓地の使用許可を受けている者がいないこと
- (4) 市税等の滞納がないこと

4. 一区画の使用料と管理料

永代使用料 550,000円
 管理料(年額) 5,500円
 ※最初の年度のみ、利用許可日の属する月を基準とする月割の管理料となります。
 ※永代使用料および管理料は一括納付となります。
 ※納付いただいた永代使用料及び管理料は返還できません。
 ただし、利用の許可を受けた日から3年以内に未利用の墓地を返還したときは、永代使用料の2分の1に相当する額を還付します。

5. 必要書類

- (1) 八王子山公園墓地利用許可申請書
- (2) 市税等完納宣誓書及び納入状況確認同意書
- (3) 申請者の世帯全員の住民票(本籍記載のもの)
- (4) 申請者と死亡者との続柄を確認できる戸籍謄本
- (5) 死体火葬許可証の写し、または改葬許可証の写し

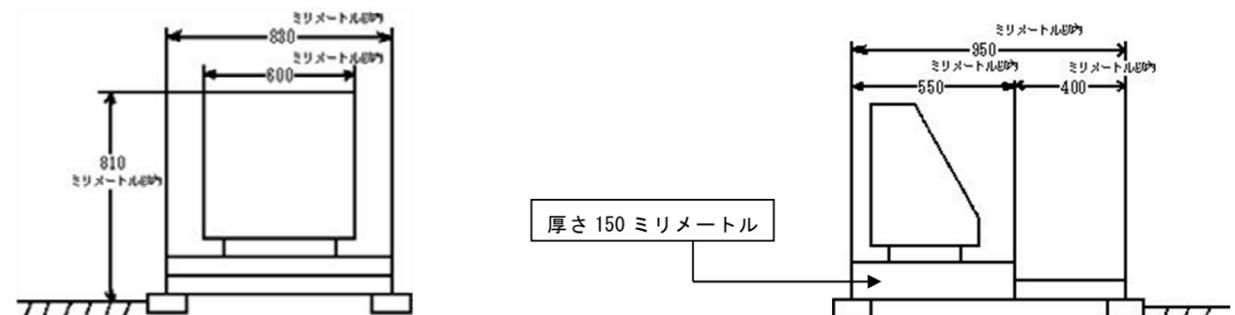
6. 申請に際しての注意事項

- (1) 次の事項に該当する方は申請することができません。
 - ① 墓碑等設置基準を満たしていない墓石の建立を予定している方
 - ② 利用許可を受けた日から3年以内に墓石を建立することができない方
- (2) 利用区画の指定及び利用区画決定後の変更はできません。

7. 墓碑等設置基準

区 分	内 容
墓地に設置できる設備	墓石・香炉及び水ばち 各1基 花立 1対
墓石の高さ	納骨室(カロート)表面から75cm以内 カロートの蓋(2枚)を一度取り外し清掃後、再度設置した上に墓石を設置
墓石の位置	正面を園路に向け最下段の台石と背後境界線との間隔を30cmとし、左右境界線の中央とする。

<墓石設置基準> 下図の基準に準じて設置してください。



8. ご利用に際しての注意事項

- (1) 墓地には、焼骨、遺品以外のものは埋葬できません。
- (2) 墓石等の建立は、利用者の皆さんの負担で施工していただきます。なお、石材店の指定はしていません。
- (3) 墓碑は、一区画一基設置できます。
- (4) 墓地は、既に納骨施設（カロート 骨壺の大きさによりますが10体程度収納が可能）が設けられています。
なお、この施設を改造することはできません。
- (5) 墓地設備基準を設けています。この基準は必ず守ってください。
なお、太田市八王子山公園墓地利用許可書交付後、墓地の利用はいつでもできますが、納骨をする場合は、事前に死体火葬許可証または改葬許可証を花と緑の課事務所に提出してください。事前提出が出来なかった場合は、封筒に入れ、封筒の表に必要事項（①納骨日、②墓所番号、③墓地利用者名）を記入し、管理棟前のポストに投函してください。また、墓碑の建立等を行う場合は、必ず管理者（花と緑の課）への届け出が必要です。
- (6) 土盛、仕切り、生垣、塔婆立、墓誌、植樹など、墓地設置基準以外の設置は一切できません。
- (7) 利用が認められた墓地内は、利用者の皆さんにより除草や清掃など、良好な環境づくりにご協力ください。
- (8) 墓地の利用権利は、相続などの理由で利用権利を承継する場合を除き、利用権利を譲渡したり、贈与あるいは、転貸することは一切できません。
- (9) 新築や転勤などにより、墓地利用許可書記載の住所、氏名などに変更が生じたときまたは、墓地利用許可書をき損もしくは、亡失したときは、すみやかに管理者へ届出をしてください。
- (10) 当墓地は、公園的な要素を兼ねた施設ですから、出入りは自由になっています。墓所内の諸設備の盗難、紛失、破損等については、十分注意をいたしますが、万一事故等が生じても管理上の責任は負いません。
- (11) 夜間における公園墓地内の管理及び事故防止のため、午後5時から翌朝の午前8時30分までの間、公園墓地内への車の乗り入れを禁止し、公園入り口の門扉を閉めます。（ただし、お彼岸（春・秋）、お盆、年末年始の間を除きます。）上記の時間内に用事がある方は、門扉右側の空き地に車を駐車し、徒歩にてご利用ください。
- (12) 墓地の利用にあたっては、墓地条例、墓地条例施行規則などが設けられています。
これらの法令等に違反したときは、墓地の利用許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- (13) 墓地内では、原則として次の行為はできません。
 - ①施設を損傷し、または汚損すること。
 - ②樹木を伐採し、または植物を採取すること。
 - ③土地の形質を変更すること。
 - ④鳥獣類を捕獲し、または殺傷すること。
 - ⑤はり紙若しくは立札、または広告等を表示すること。
 - ⑥行商、募金、出店、その他これらに類する行為をすること。
 - ⑦展示会、集会、その他これらに類する行為をすること。
 - ⑧指定された場所以外に車両等を乗り入れ、または駐車すること。
 - ⑨その他市長が墓地の管理上支障があると認める行為をすること。
- (14) 火災が多発しています。火の取り扱いには十分注意してください。
- (15) 墓にお供物（飲食物類）の献上は、できるだけ避けてください。当日お持帰りについては差し支えありません。（ゴミの持ち帰りの徹底をお願いします）墓地内を美しく衛生的に保つためですので、ご協力をお願いいたします。
- (16) 桶は備え付けの桶をご使用ください。桶をお持ちの方については、桶のお持ち帰りをお願いいたします（墓参りの都度お持ちください。）。

- (17) 宗派を問わない墓地のため、お坊さんはおりません。

問合せ先 太田市役所 行政事業部 花と緑の課（電話：0276-32-6599）